



#DeloitteESGNow—Global ESG 開示基準の収れん：ISSBはIFRS S1号及びIFRS S2号を最終化

目次

- 概要
- 背景
- [IFRS S1号及びIFRS S2号の規格](#)
- [適用のタイムライン](#)
- [各法域及び業界団体のエンドースメント](#)
- [ESRS及びSECの気候関連情報開示案との相互運用可能性](#)
- [ESG規制環境を導く企業の考慮事項](#)
- [その他のDeloitteリソース](#)
- 連絡先

概要

グローバルの環境、社会、ガバナンス (ESG) の状況は急速に進展しています。2023年6月26日、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は最初の2つの基準であるIFRS S1号¹及びIFRS S2号²について、利害関係者のフィードバックに対応して公開草案 (EDs) から修正した最終版を発行しました。これらの基準は、企業のガバナンス、戦略、リスク管理、及びサステナビリティに関する指標及び目標に関連する開示要件に対応し、グローバル企業のサステナビリティ報告の標準化における重要なマイルストーンとなります。IFRS S1号及びIFRS S2号は、グローバルESG基準の整合性と相互運用可能性を向上させ、レポート作成者の負担を軽減し、投資家の意思決定においてサステナビリティ開示の有用性を高めることを目的としています。IFRS S1号及びIFRS S2号とその他の新しいグローバル基準との相互運用可能性は、企業が世界中の規制の要求事項への準備を加速するためにISSB基準を適用することができるようになることを意味します。IFRS S1号及びIFRS S2号は、グローバル基準を組み込む又は追加の法域の要求による要求事項で補足する多くの各法域に影響を与えることが期待されています。

1 IFRS S1 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項

2 IFRS S2 気候関連開示

背景

2021年11月の第26回国連締約国会議において、様々なサステナビリティ基準の収束と合理化に対する市場の強い要請を踏まえ、IFRS財団評議員会は、市場における権威ある基準設定者としての役割を果たすとともに、投資家の情報ニーズに応える質の高いサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを策定するため、ISSBの設立を発表しました。また、評議員会は、価値報告財団(旧サステナビリティ会計基準委員会(SASB))及び気候開示基準委員会(CDSB)をIFRS財団に統合する予定であることを発表し、2022年8月にIFRS財団は正式に発足しました。

2022年3月、ISSBは、サステナビリティ開示に関する全般的な要求事項(IFRS S1号)及び気候関連開示(IFRS S2号)に関する公開草案を公表しました。120日間の審議期間の後、ISSBは草案を再審議して最終決定し、2023年6月26日に公表しました。

IFRS S1号及びIFRS S2号—選択された規定

IFRS S1号及びIFRS S2号は、サステナビリティに関する開示のためのグローバル・ベースラインとなります。IFRS S1号の全般的なサステナビリティ報告要件を超えて、これらの基準の最初の重点テーマ領域はIFRS S2号による気候関連開示です。2つの基準はともに、資本市場の情報ニーズを満たすことを目的としており、世界中の証券規制当局がルール作りを進めるために基準の採用を選択する際の出発点として機能します。この基準の目的は、企業に対し、その企業に資源を提供している可能性のあるものを含め、一般目的財務報告書の主要な利用者に対して、気候及びサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を開示することを要求することです。

IFRS S1号及びIFRS S2号は、企業が、すべての**重要性のある**サステナビリティ及び気候関連のリスク及び機会であって、企業の短期、中期又は長期にわたるキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセス又は資本コストに影響を及ぼすことが合理的に予想し得るものに関する情報を開示することを要求しています。しかし、2023年6月の**フィードバック声明**では、「特定の条件下で、サステナビリティ関連の財務情報の開示から、サステナビリティ関連の機会に関する商業上の機密情報を除外すること」を可能にする適用除外をISSBは提供しています。適用除外を適用する企業は、その事実を開示しなければなりません。ISSBはまた、企業が「開示しないことやサステナビリティ関連リスク情報を省略することの正当化のため商業上の機密を利用することは許されない」としています。

IFRS S1号は、サステナビリティ関連の財務情報開示の文脈において、国際会計基準審議会(IASB[®])の定義に沿って重要性のある情報を定義しており、情報の省略、誤った記載、曖昧であることで、主要な利用者がその報告に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予測できる場合には、重要性のある情報とみなされるとしています。以下の図に要約されているように、開示の中核となる内容には、特定されたリスク及び機会に関連するパフォーマンスを監視、管理、報告するために、企業のガバナンス・プロセスとコントロール、**戦略、リスク管理の実施**、使用される**指標及び目標**に関する情報を含める必要があります。

	IFRS S1号：一般的なサステナビリティ関連 開示	IFRS S2号：気候関連開示
目的	重要性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報。開示は、一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用であるべき。	気候関連のリスク及び機会に関する情報。開示は、利用者が資源の利用を理解し、戦略、ビジネスモデル、運用上の適応能力を評価するのに役立つ。
主な 開示事項	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス—サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するためのプロセス、統制及び手続。 戦略—短期、中期、長期にわたるビジネスモデル及び戦略に影響を与える可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するためのアプローチ。 リスク管理—サステナビリティ関連のリスクを特定し、評価し、管理するプロセス。 指標及び目標—サステナビリティ関連のリスク及び機会のパフォーマンスを評価、管理及びモニタリングするために使用される情報。 	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス—気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するためのプロセス、統制及び手続。 戦略—短期、中期、長期にわたるビジネスモデル及び戦略に影響を与える可能性のある気候関連のリスク及び機会に対応するためのアプローチ。 リスク管理—気候関連のリスクを特定、評価、管理するプロセス。 指標及び目標—業界横断的な指標、業界ベースの指標、及び目標への進捗を測定するために使用されるその他の指標。

IFRS S1号は、企業のサステナビリティ関連の財務情報開示の内容及び表示に関する全般的な要求事項を定めています。このような開示は、関連する財務諸表と同じ報告主体に関連するものでなければならず、企業は、サステナビリティ関連の財務諸表の開示が関連する財務諸表を特定する必要があります。加えて、開示に含まれる財務データ及び仮定は、IFRS 会計基準又は、他の適用可能な一般に認められた会計原則 (GAAP) 又は慣行の要件の検討を含め、可能な限り、企業の財務諸表の作成において適用される対応する財務データ及び仮定と一致している必要があります。企業が開示準備をする際の判断は、それが使用したガイダンスの情報源を含めて、特定する必要があります。

IFRS S2号は、報告期間中に発生したスコープ1、スコープ2、及びスコープ3の温室効果ガス (GHG) 排出量を含む、特定の指標のカテゴリーの開示を要求しています。IFRS S2号の温室効果ガス議定書—企業会計報告基準 (以下「GHGP基準」) に従ってGHG排出量を開示する場合、企業は、使用されたアプローチ(すなわち、株式持分又は支配アプローチ)及び排出量に係る連結会計グループ(例えば、IFRS会計基準を適用している企業の場合、このグループは親会社及びその連結子会社で構成されます。)を開示する必要があります。

ISSBは、GHG排出量報告³の負担を軽減することを目的としたいくつかの救済措置を導入しました。

- 企業が過去に別のGHG測定方法を使用していた場合、IFRS S2号を適用する最初の年次報告期間におけるGHGP基準使用についての一時的な救済措置。
- 企業が、その法域において、代替のGHG測定方法を使用することが要求される場合、それを使用することを認める救済措置。

³ フィードバック声明：IFRSサステナビリティ開示基準

- 企業がIFRS S2号を適用する最初の年次報告期間における、スコープ3の排出量開示についての一時的な救済措置。

IFRS S2号では、GHGに加えて、企業は気候関連の物理的・移行リスク及び機会、内部炭素価格、資本投下(気候関連のリスク及び機会に投下された資本支出、ファイナンス、又は投資の金額を含む)、報酬(気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうか又はどのように考慮されているかを含む)に関連する開示を行うことが求められています。当基準には、適用に関する産業別ガイダンス⁴も付属しており、特定のビジネスモデル、活動、又は産業への参加により特徴づけられる他の一般的な特徴に関連する情報を識別、測定、及び開示する方法を提案しています。この産業別ガイダンスは、SASBスタンダードから派生し、ISSBによって維持されます。IFRS S1号は、企業のSASBの開示事項の適用可能性の検討を要求していますが、IFRS S1号の要件を満たす開示とならないと判断した場合には、企業はそれらの適用を要求されません。同様に、IFRS S2号の下では、企業は産業別ガイダンスの適用可能性を検討する必要がありますが、ガイダンスに含まれる特定の指標を適用する必要はありません。

なお、IFRS S1号及びIFRS S2号に適用される保証の要求事項は、法域の規制によります。対照的に、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)及び米国証券取引委員会(SEC)の気候関連開示に関する規則案のような他の提案された世界的なESG報告基準はいずれも、特定の必要な開示に対して限定的な保証の後、合理的な保証を必要とすると考えられます。Deloitteの2023年1月9日及び2022年3月29日のHeads Up newslettersをご参照ください。

適用のタイムライン

企業は、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間において、IFRS S1号及びIFRS S2号を共に適用する必要がありますが、基準の具体的な適用日は、法域が基準を採用する時期によって異なります。基準の早期適用は認められます。このような場合、企業は、早期に基準を適用していることを開示し、両方の基準を同時に適用することが求められます。あるいは企業は、サステナビリティ関連の開示(IFRS S1号)に関して、以下に述べる経過措置の適用を選択することができます。経過措置を適用する場合、「最初の適用日は、企業が最初に『基準』を適用する年次報告期間の開始日」です。

ISSBは、サステナビリティ関連財務開示の報告を財務諸表と整合させるために、より多くの準備期間を与える経過措置を企業に提供します。

この経過措置において、企業は、最初の適用日以前の期間について、IFRS S1号又はIFRS S2号で規定された開示を提供することは要求されません。したがって、企業が基準を適用する最初の年次報告期間において比較情報を開示することは要求されません。

また、企業がIFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、関連する一般目的財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告することが認められています。IFRS S1号に従い当該経過措置を適用する企業は、以下のいずれかの時点で、サステナビリティ関連財務開示を報告する必要があります。

- 「企業が期中報告書を提供することが要求されている場合、翌年度の第2四半期又は上半期の一般目的財務報告書」と同時。
- 「企業が期中報告書を任意で提供している場合、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内に、翌年度の第2四半期又は上半期の一般目的財務報告書」と同時。

- ・「企業が期中に一般目的財務報告を提供することが要求されず、かつ任意で提出していない場合、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内」。

また、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用する最初の年次報告期間において、企業は、(IFRS S2号に準拠して)気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示し、IFRS S1号の要求事項(サステナビリティ関連情報)を、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する範囲のみに適用することが容認されています。IFRS S1号に準拠して、企業がこの移行の救済措置を利用する場合、その事実を基準を適用する最初の年次報告期間において、「気候関連リスク及び機会に関する比較情報の開示は要求されていない」(強調表示)と開示する必要があります。2回目の年次報告期間において、企業は「気候関連のリスク及び機会以外の、サステナビリティ関連のリスク及び機会についての比較情報の開示は要求されていない」(強調表示)と開示する必要があります。IFRS S2号には、GHG排出量に関する追加の移行の救済措置が含まれています。詳細はDeloitteの2023年6月のiGAAP in Focusをご参照ください。



点と点の接続

2024年1月1日以降に開始する年次報告期間について、適用開始日が設定されていることから、現時点での対応が求められます。以降の救済措置は発効日の延長ではありません。最初の年次報告期間の比較情報の開示は義務付けられていませんが、気候関連のリスク及び機会に関する情報の報告は引き続き要求されます。

移行の救済措置を適用する場合、準備のために次のステップの実行を遅らせるべきではありません。これには、サステナビリティ関連のリスク及び機会を特定するための重要性分析の実施または更新、ESGデータ及び開示に関連するガバナンス及び統制の確立又は強化、バリュー・チェーン全体のリスク及び影響を理解するための評価の実施、保証を報告プロセスに統合する計画の確立などが含まれます。

各法域及び業界団体のエンドースメント

IFRS S1号及びIFRS S2号は、最初の最終的な国際的サステナビリティ開示基準であり、重要な政策及び規制措置として発行されます。ISSB基準は、法域の要求事項によって補完可能な(したがって相互運用可能な)グローバル・ベースラインとなることを目的としています。

ISSB基準の開始に関する最近のウォール・ストリート・ジャーナルの**記事**は、「これまでのところ、ISSB基準の適用を検討するためのメカニズムを構築していることを示している主要国は、オーストラリア、カナダ、日本、香港、マレーシア、ニュージーランド、ナイジェリア、シンガポール、英国である」と指摘しています。さらに、ISSBは、SECが加盟している証券監督者国際機構(IOSCO)からの何らかのエンドースメントを待っています。IOSCOの一部の法域のメンバーは、すでにISSB基準の委任への支持を表明しています。例えば、日本は2025年3月31日までにISSB基準をベースとした最終開示基準を発行すると発表しました。欧州連合は、企業のサステナビリティ報告指令(CSRD)を通じて、ISSBのようなグローバルな基準設定主体を独自の基準で「可能な限り」検討するというコミットメントを示しています⁵。

各法域を超えて、ビジネス界は、世界経済フォーラムとISSB⁶の間で2023年6月6日に発表された覚書を通じて、ISSB基準への支持を示しています。この協力は、ISSB基準に沿った高品質な開示基準を発行するためのそれぞれの機関のキャパシティの拡大を支援することを目的としています。

⁵ 欧州委員会の[Webページ](#)の企業のサステナビリティ報告をご参照ください。

⁶ 世界経済フォーラム2023年6月6日、プレスリリース『早期サステナビリティ報告の取り組みに関する知見をまとめるための世界経済フォーラム及びISSBパートナー』("weforum.org")。

これらのエンドースメントは、サステナビリティ報告基準の共通のベースラインとしてISSB基準をさらに強化し、他の報告要件との統合を促進し、企業がESG報告全体の導入を効率性に実施することに役立つ可能性があります。



点と点の接続

ISSBの基準の最終化は、サステナビリティ報告基準の共通ベースラインに対する規制の関与と法域の支援の拡大を伴う世界的な取り組みの集大成です。SECが提案している気候開示規則がどの基準に基づいているかにかかわらず、ISSB基準は、現在のサステナビリティ報告の自然で効率的な延長として機能し、規制遵守のロードマップを確立するのに役立ちます。この延長は、米国企業によって既に適用されている多くの主要なESG基準のISSBによる統合及び、Global Reporting Initiative (GRI) などの他の基準との互換性を確保し、基準間の技術的マッピングを作成するというISSBの公約によって支えられています。^{7, 8}

ESRS及びSECの気候関連情報開示規則案との相互運用可能性

2023年6月9日、欧州委員会はESRSの改訂草案を公開審議のために公表しました。改訂の主な目的は、「IFRS S1号及びIFRS S2号の公開草案の内容に対してより高い相互運用可能性/統合性/整合性を達成すること」⁹であり、IFRS S1号及びIFRS S2号¹⁰と同時にESRSを適用する企業の二重の報告負担を避けることです。また、EU CSRDは、企業がESRS又は同等とみなされる基準（Deloitteの2023年1月9日の記事 [Heads Up](#) をご参照ください。）に従って報告書を提供することを認めます。しかし、欧州委員会はこれらの同等の基準をまだ定義していません。

大まかに言えば、IFRS S2号は、SECが提案している気候関連開示規則と高度に整合していますが、これは出発点、すなわち気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) による開示要件に関する提言を共有していることが一因です。ISSBはまた、基準間のより大きな互換性を確保するためにGRIと緊密に協力することを約束しています。2つの機関は協力して、2つの基準セット間の技術的なマッピングを提供し、報告企業が基準を一緒に使用して報告を合理化する方法の例を提供しています¹¹。

さらに、SASBスタンダードに基づいて報告する米国を拠点とする企業は、ISSBが業界ベースのガイダンスを関連するSASB指標コードにマッピングし、従来からのSASBスタンダード作成者が新しい基準を適用することを支援していることを認識する必要があります。¹² ISSBガイダンスは、次の点でSASBスタンダードと整合しています。

- 産業の分類
- 開示トピック
- 指標及び技術的プロトコル
- 活動指標

⁷サステナビリティ関連開示のための相互接続されたアプローチを創出するために、資本市場及び多様な利害関係者の基準を整合させるIFRS財団及びGRI ([ifrs.org](#))。

⁸サステナビリティ報告制度の強化に向けた歩み ([globalreporting.org](#))。

⁹ EFRAG アジェンダペーパー 02.01、IFRS基準及びESRSの相互運用可能性 ("[efrag.org](#)")。

¹⁰ 「欧州サステナビリティ報告基準 - 欧州委員会の最初の委任法案の公表」。Adithya Subramoni、Magda Puzniak-Holford、Simon Brennanら ("[deloitte.com](#)")。

¹¹ IFRS財団、気候関連情報開示に関するガイダンス ("[ifrs.org](#)")。

¹² 脚注 11 をご参照ください。

グローバルのESG規制環境に対応するための企業の考慮事項

ESG規制の状況が具体化する中、企業はガバナンスやデータ管理の強化を含め、サステナビリティ関連財務報告への準備を迅速に加速することに注力すべきです。各法域がISSB基準を採用し始めるにつれて、規制コンプライアンスと価値創造の両方の観点から、財務指標をガバナンス、リスク管理、戦略全体にわたって非財務情報開示と統合することが不可欠になりつつあります。以下は、グローバルのESG基準に沿った開示のために、企業が実施する考慮事項の概要です。

以下を考慮し、今いる所から開始する	何が不足しているか理解する	ガバナンス、データ管理及び保証を評価検討する	教育、スキルアップ及び行動
<ul style="list-style-type: none"> 気候特有の開示(例えば、TCFD、CDP(以前のカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)、GHG排出量など) 産業別の開示(例:SASB) 全般的なサステナビリティ及びその他の開示(例:GRI、サステナビリティWebサイト、年次報告書、ポリシー) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響と財務の重要性の両方を考慮したサステナビリティの重要性評価の更新を実施する。 報告要件、優先順位、スケジュール、利害関係者の期待を明確にする。 ISSB基準要求事項と比較して、報告Gapを特定し、評価する。 社内の内部関係者及びプロセス責任者とデータ要件についてコミュニケーションを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の内部統制システムとデータガバナンスの評価;データ所有者の役割と責任を定義する。 強固な統制環境を支援するために、取締役会の監視とトップダウンの説明責任の仕組みを確立し、規制に備える計画を確立する。 外部の利害関係者に対する透明性と説明責任を向上させるためのツールの一つとして、保証の役割を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織力の構築、運用モデル及び戦略的変更の管理活動の推進、戦略的ESG優先事項を中心とした取締役会及びマネジメントのスキルアップ強化。 財務報告チームとサステナビリティチームを含む、関連する利害関係者の連携

その他のDeloitteリソース

- [iGAAP in Focus – サステナビリティ報告：ISSBは最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表](#)
- [Heads Up – #DeloitteESGNow – COSOフレームワークを使用したサステナビリティ報告 \(ICSR\) に関する内部統制の確立](#)
- [Heads Up – #DeloitteESGNow – EUの企業サステナビリティ報告指令のグローバル展開と米国企業への影響](#)
- [Heads Up – #DeloitteESGNow – 基準の設定: ESG 及び 気候変動報告と財務報告の融合](#)
- [Heads Up – #DeloitteESGNow – 情報開示への期待の高まり：サステナビリティと気候変動の報告の国際標準化への動き](#)
- [Heads Up – SECの気候変動の開示要件提案の包括的分析](#)
- [Center for Board Effectiveness – On the Audit Committee’s Agenda: Navigating the ESG Journey in 2022 and Beyond](#)

連絡先



Kristen Sullivan
パートナー
Deloitte&Touche LLP
+1 203 708 4593
ksullivan@deloitte.com



Eric Knachel
パートナー-Deloitte&Touche LLP
+1 203 761 3625
eknachel@deloitte.com



Ragan Powell
シニアマネージャー
Deloitte&Touche LLP
+1 469 417 2356
rpowell@deloitte.com



Meadow Rutenbar
シニアマネージャー
Deloitte&Touche LLP
+1 215 341 8731
mrutenbar@deloitte.com



Sarah Husted
マネージャー
Deloitte&Touche LLP
+1 240 538 5079
shusted@deloitte.com



Michael McLean
シニア
Deloitte&Touche LLP
+1 312 486 5977
micmclean@deloitte.com



McKenzie Stevens
シニア
Deloitte&Touche LLP
+1 206 716 6045
mcstevens@deloitte.com

財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブWebキャストである"Dbriefs"にご参加ください。『財務担当者向け報告書』シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである**財務担当者向け報告書**シリーズで扱っているトピックは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどである。また、Debriefsは、CPEクレジットを取得するための便利で柔軟な方法を提供します。

定期購読

Debriefを購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com)で登録してください。

デロイト会計研究ツール

豊富な情報を手元に置いてください。Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計および財務に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SECの資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

毎日更新されるDARTは、直感的なデザインとナビゲーションシステムを備えており、強力な検索機能とパーソナライズ機能を備えているため、ユーザーはいつでも、どのデバイスからでも、どのブラウザからでも、情報をすばやく見つけることができます。

DARTのコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者はデロイトのFASB会計基準法典化マニュアルのようなプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DARTの加入者などは、最近のニュース記事や出版物、その他のDARTへの**追加情報へのリンクを提供するWeekly Accounting Roundup**を購読することもできる。詳細、またはプレミアムDARTコンテンツの30日間無料トライアルにサインアップするには、dart.deloitte.comにアクセスしてください。

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Webサイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約 (明示・黙示を問いません) をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited